

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

| 評価書番号 | 評価書名 |
|-------|----------------------------|
| 2 | 報酬等の支払調書作成事務に係る特定個人情報保護評価書 |

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

富山県は、報酬等の支払調書作成事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、その取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

富山県知事

公表日

令和8年3月23日

I 関連情報

| 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 | |
|--------------------------|--|
| ①事務の名称 | 報酬等の支払調書作成事務 |
| ②事務の概要 | ・マイナンバーを記載した支払調書を作成し、税務署へ提出 |
| ③システムの名称 | 法定調書関連システム |
| 2. 特定個人情報ファイル名 | |
| 法定調書用マイナンバー管理システム | |
| 3. 個人番号の利用 | |
| 法令上の根拠 | 番号法第9条第4項 |
| 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 | |
| ①実施の有無 | [実施しない] ＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 |
| ②法令上の根拠 | |
| 5. 評価実施機関における担当部署 | |
| ①部署 | 出納局総務会計課 |
| ②所属長の役職名 | 総務会計課長 |
| 6. 他の評価実施機関 | |
| | |
| 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 | |
| 請求先 | 〒930-8501 富山市新総曲輪1-7 富山県経営管理部法務文書課情報公開係 076-444-3111 |
| 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ | |
| 連絡先 | 〒930-8501 富山市新総曲輪1-7 富山県出納局総務会計課 076-444-4545 |
| 9. 規則第9条第2項の適用 []適用した | |
| 適用した理由 | |

II しきい値判断項目

| 1. 対象人数 | |
|--|--|
| 評価対象の事務の対象人数は何人か | [1,000人以上1万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上 |
| いつ時点の計数か | 令和8年1月1日 時点 |
| 2. 取扱者数 | |
| 特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か | [500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満 |
| いつ時点の計数か | 令和8年1月1日 時点 |
| 3. 重大事故 | |
| 過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか | [発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし |

III しきい値判断結果

| しきい値判断結果 |
|-------------------|
| 基礎項目評価の実施が義務付けられる |

IV リスク対策

| 1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類 | | |
|---|-----------|--|
| [基礎項目評価書] | | <選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。 |
| 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) | | |
| 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 3. 特定個人情報の使用 | | |
| 目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 | | [<input type="radio"/>]委託しない |
| 委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か | [] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) | | [<input type="checkbox"/>]提供・移転しない |
| 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 | | [<input type="radio"/>]接続しない(入手) [<input type="radio"/>]接続しない(提供) |
| 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か | [] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か | [] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |

| 7. 特定個人情報の保管・消去 | | |
|---------------------------------|--|---|
| 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない | | |
| 人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 判断の根拠 | 特定個人情報の取扱いで人手が介在する局面があるが、「マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドライン」に従い、いずれの局面においても複数人での確認を行うなど、人為的ミスが発生するリスクへの対策を講じている。 | |

| | |
|---|--|
| 9. 監査 | |
| 実施の有無 | [<input type="radio"/>] 自己点検 [<input type="radio"/>] 内部監査 [] 外部監査 |
| 10. 従業員に対する教育・啓発 | |
| 従業員に対する教育・啓発 | <input type="checkbox"/> 十分に行っている] <p style="text-align: right;"> <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない </p> |
| 11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [] 全項目評価又は重点項目評価を実施する | |
| 最も優先度が高いと考えられる対策 | <input type="checkbox"/> 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策] <p style="text-align: left;"> <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発 </p> |
| 当該対策は十分か【再掲】 | <input type="checkbox"/> 十分である] <p style="text-align: right;"> <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている </p> |
| 判断の根拠 | システムへのアクセスが可能な職員は静脈認証により限定しており、アクセス権限の適切な管理を行っている。 |

変更箇所

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|------------|--------------------------------|--|-----------------------------|------|-----------|
| 平成31年3月22日 | 評価書名 | 報酬等の法定調書等作成事務に係る特定個人情報保護評価書 | 報酬等の支払調書作成事務に係る特定個人情報保護評価書 | 事後 | |
| 平成31年3月22日 | 公表日 | 2015/6/15 | 2019/3/22 | 事後 | |
| 平成31年3月22日 | I 関連情報-1 特定個人情報ファイルを取り扱う事務-②事 | ・マイナンバーを記載した源泉徴収票や支払調書を作成し、本人へ交付及び税務署へ提出 | ・マイナンバーを記載した支払調書を作成し、税務署へ提出 | 事後 | |
| 平成31年3月22日 | I 関連情報-5.評価実施期間における担当部署-② | 総務会計課長 島田 和夫 | 総務会計課長 | 事後 | |
| 平成31年3月22日 | II 2.しきい値判断項目-1.対象人数 | 1万人以上10万人未満 | 1000人以上1万人未満 | 事後 | |
| 平成31年3月22日 | II 2.しきい値判断項目-1.対象人数-いつの時点の計算か | 平成27年1月1日時点 | 平成31年1月1日時点 | 事後 | |
| 平成31年3月22日 | II 2.しきい値判断項目-2.取扱者数-いつの時点の計算か | 平成27年1月1日時点 | 平成31年1月1日時点 | 事後 | |
| 平成31年3月22日 | IVリスク対策 | 記載なし | (新規項目) | 事後 | 様式変更による修正 |
| | 公表日 | 2019/3/22 | | 事後 | |
| | I 関連情報-1 特定個人情報ファイルを取り扱う事務-①事 | 報酬等の法定調書等作成事務 | 報酬等の支払調書作成事務 | 事後 | |
| | II 2.しきい値判断項目-1.対象人数-いつ時点の計数か | 平成31年1月1日時点 | 令和2年1月1日時点 | 事後 | |
| | II 2.しきい値判断項目-2.取扱者数-いつ時点の計数か | 平成31年1月1日時点 | 令和2年1月1日時点 | 事後 | |
| 令和8年3月16日 | I 7.特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求先 | 富山県出納局総務会計課 | 富山県経営管理部法務文書課情報公開係 | 事後 | |
| | II 2.しきい値判断項目-1.対象人数-いつ時点の計数か | 令和2年1月1日時点 | 令和8年1月1日時点 | 事後 | |
| | II 2.しきい値判断項目-2.取扱者数-いつ時点の計数か | 令和2年1月1日時点 | 令和8年1月1日時点 | 事後 | |
| | V 8 人手を介在させる作業 | — | (新規項目) | 事後 | 様式変更による修正 |
| | V 11.最も優先度が高いとされる対策 | — | (新規項目) | 事後 | 様式変更による修正 |
| | | | | | |
| | | | | | |